

須賀川市立学校
情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ基本方針

第2版

須賀川市教育委員会

変更履歴

版数	変更年月日	変更内容
1	平成 24 年 4 月 1 日	新規作成
2	令和 5 年 7 月 1 日	基本方針見直し、情報セキュリティ体制の一部変更

須賀川市立学校

情報セキュリティ基本方針

須賀川市教育委員会では、市が掲げる将来都市像「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」を受け、変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」を育むことを目指しています。

須賀川市の各学校においては、この学校教育目標のもと、「授業と授業研究を第一優先とした学校づくり」を通して、柔軟な意見を持ち、お互いの考えから学び合い、自らのこととして最善の方策を見出そうとする「協同的な学び」の推進が図られるよう努めています。

その実現には、児童・生徒並びに保護者の皆さんよりお預かりした個人情報を最大限に活用するとともに、漏えい等の事故から適切に保護することが、欠かすことのできない重要な課題と捉えています。教育活動の現場においては、日々、児童・生徒の個人情報を活用していますが、教育目的以外では取得、利用しないこと等、情報モラルに係わる職員の意識向上も不可欠なこととして対応していきます。

平成17年4月に個人情報保護法が全面施行された後も、国、地方自治体、学校等において個人情報漏えい事故の発生が後を絶たない状況ですが、この原因は、情報を管理する技術的な問題もさることながら、人的な問題が本質にあることは各種の報道内容からも明らかです。

この問題を解決するためには、職員に対して情報セキュリティの研修を行い、個人情報の安全な取扱いを習慣化していくこと。また、個人情報が漏えいした後に児童・生徒及び保護者の皆さんに実害が及ばないように、情報の暗号化及び認証による制限等のセキュリティシステムによる対策を推進し、ソフト面、ハード面のバランスをとりながら実行していきます。

教育委員会として、これらの課題に対して平成23年度を情報セキュリティ元年と定めて取組み、須賀川市立学校向けに情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティへの対応強化を進めています。

本基本方針は、情報セキュリティポリシーの構成要素のひとつであり、個人情報の保護に万全を期すために、情報セキュリティに係わる施策推進の基本的な方向性について規定したものです。

情報セキュリティに対する取組は、今後も須賀川市立学校の情報化推進に当たっての最重要課題として位置付け、以下の3つを基軸として段階的に向上を図ります。

【須賀川市立学校の情報保護への取組み基軸】

- ① 全職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的を実施します。
- ② 市民から預かった個人情報は、暗号化対策、アクセス制限、個人認証等高度なセキュリティ技術の導入によって、その保護に努めます。
- ③ 情報セキュリティポリシーを継続的に見直し、環境の変化及び技術の進歩に適確に対応します。

なお、学校現場において個人情報を保護するためには、情報を預かる職員はもとより、情報を預けている児童・生徒並びに保護者の皆さんの協力が必要不可欠であり、協働して推進していきます。

ひとたび、情報漏えい事故が報告されると、保護者の皆さん(被害者)は不安から過剰な反応を起こしやすい状況にあります。教育委員会及び各学校として、児童・生徒及び保護者の皆さんに公式ホームページや各学校で発行する学校便り等を活用して、個人情報の保護に関する情報を発信し、不安を取り除くよう努めています。

児童・生徒の保護者の皆さんにも本基本方針をご理解いただき、「一人ひとりの子どもたちが自分のよさや個性を發揮できる教育活動」に向けた取組にご協力をお願いします。

【情報セキュリティポリシーの体系】

1 情報セキュリティ体制の整備

情報セキュリティマネジメントシステムの体制を構築するため、「情報セキュリティ委員会」を設置するとともに、情報セキュリティ統括責任者、情報セキュリティ副統括責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者の代理者、情報システム統括管理者、情報システム管理者及び情報システム担当者を置き、情報セキュリティの確保、維持、向上及び必要な措置を迅速に対応できる体制を整備します。

2 情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ対策を実施するに当たり、その基準となる考え方、順守事項及び判断基準を情報セキュリティ対策基準として策定し、ガイドラインとします。

3 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策を実施するために、情報セキュリティ対策基準で示した考え方、順守事項及び判断基準を具体的に示した、全職員等が実行する実施手順書を定めます。実施手順書には、情報に対する脅威からの保護及び情報の重要度に応じた、具体的な情報の取扱いについて記述します。

4 研修・訓練の実施

全職員に対し、定期的な情報セキュリティに関する研修・訓練を行い、情報セキュリティの重要性、適切な情報の取扱い及び管理について、周知徹底を図ります。

5 情報セキュリティインシデント及び情報セキュリティアクシデントへの対応

職員は、日常において情報セキュリティインシデント(潜在的事例)の発見に努めます。発見した場合は、インシデントレベルにより、適正な対応を段階的に進めます。重大なインシデントの場合は、情報セキュリティ委員会で協議を行い、対応について決定します。情報セキュリティアクシデント(事件・事故となった場合)は、情報セキュリティ委員会を招集し、調査、被害の特定、今後の対応方針の決定、被害者への連絡並びに関連機関への報告を行うとともに、再発防止策を検討・実施して、児童・生徒並びに保護者の皆さんに安心していただけるように努めます。

6 事業継続管理

偶発的に発生する、災害、故障、過失及び意図的に発生する情報の悪用等による事業の中断を可能な限り抑え、事業の継続を確保します。

7 継続的改善

情報セキュリティポリシーの順守状況を定期的に監査するとともに、基本方針、対策基準、実施手順及び更新計画書等を見直します。また、環境の変化及び技術の進歩に適確に対応し、継続的に改善します。

8 法令・市の例規等の順守

職員は、情報セキュリティポリシー、関連する法令、県及び市の例規等を順守します。また、違反する行為があれば厳しく対処するとともに、再発防止策を検討・実施して、適切な情報管理に努めます。

令和5年 7月 1日

須賀川市教育委員会